

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

## 目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

保安林の指定の解除予定（造林課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

## 告 示

### 鳥取県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年四月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

退任した役員の氏名及び住所

監 事 横 山 富士男 倉吉市三江五六五

平成三年一月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 松 井 利 行 倉吉市三江一四四―二

平成三年三月十三日就任 任期平成六年三月十八日まで

### 鳥取県告示第三百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年四月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字三吉字恵徳山七四八（次の図に示す部分に限る。）

大字大背字瀧ヶ谷一四四四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年四月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十二月三日 鳥取県指令受都計三一第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字正ヶ坪及び字堅田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県津山市国分寺二五一一

株式会社ナンバ

代表取締役 難波 栄

鳥取県告示第三百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年四月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年六月二十日 鳥取県指令受都計三一第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市二本木字浜田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市東区東桜一丁目九一二六

株式会社一光

代表取締役 矢野敬子

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

平成三年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平年三年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 日時 平年三年四月四日(木) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 三 議題 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙について

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第二十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成三年四月二日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機		ラッキー七	株式会社大一商会
		スーパークリスタル	
		マドンナ	株式会社ニューギン
		サンフラワーカー	
		スターマイン二	株式会社ソフィア
		スターマイン三	
		ルーキーパステル	株式会社藤商事
		メガホールド	
		火の玉ボーイ	株式会社藤商事
		ミラクル七P IV	
		ミラクル七P V	大東音響株式会社
アレンジボール遊技機		ダンクシュートI	
回胴式遊技機		マジカルベンハー	高砂電器産業株式会社
		ドリームセブンジュニア	